

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和元年厚生労働省告示第104号）が令和元年9月3日に告示され、同年9月4日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月20日付け保医発0320第3号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義樹形図及び診断群分類定義表中、「040040 肺の悪性腫瘍」、「060180 クロウン病等」、「070480 脊椎関節炎」、「100370 アミロイドーシス」、「130010 急性白血病」及び「130090 貧血（その他）」をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改める。

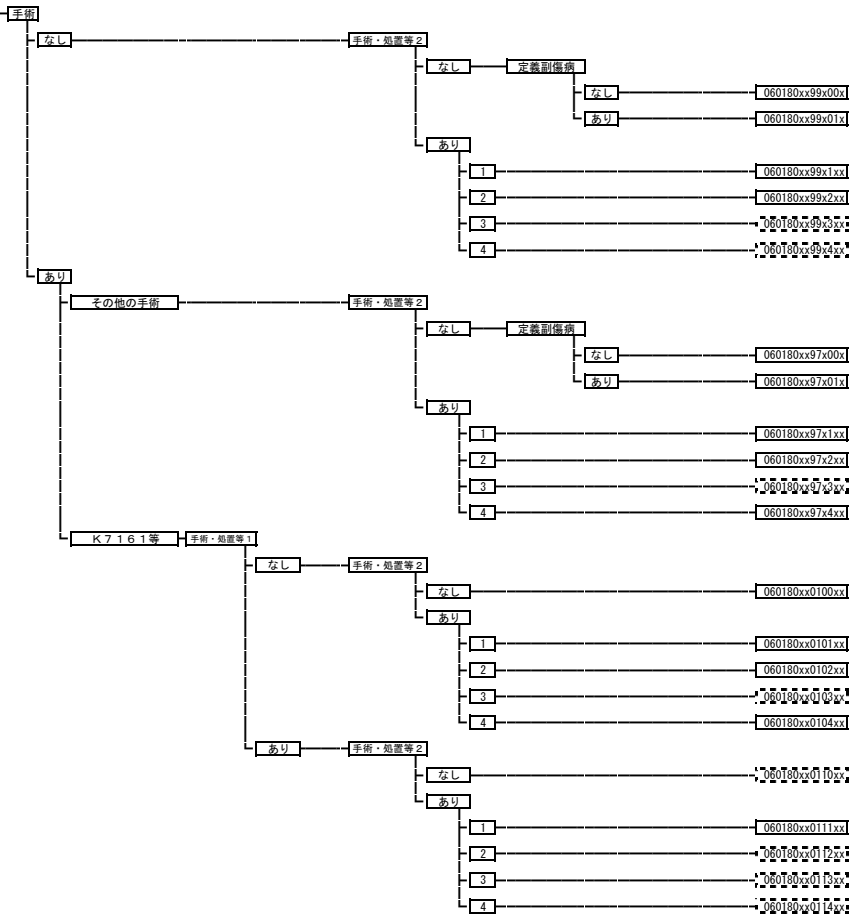
2. 改正の概要について

「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の6に「エヌト렉チニブ」を、「060180 クロウン病等」のうち手術・処置等2の2に「ベドリズマブ」を、「070480 脊椎関節炎」のうち手術・処置等2の1に「ベドリズマブ」を、「100370 アミロイドーシス」のうち手術・処置等2の1に「パチシランナトリウム」を、「130010 急性白血病」のうち手術・処置等2の7に

「キザルチニブ塩酸塩」を、「130090 貧血（その他）」のうち手術・処置等2の2に「ラブリズマブ」を追加する。

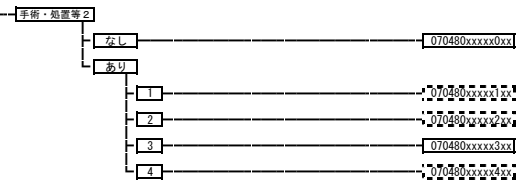
060180 クローン病等

手術・処置等2
 1: 人工呼吸、中心静脈注射
 2: アダリムマブ、ベドリスマブ
 3: 血球成分除去療法
 4: ウステキヌマブ、インフリキシマブ



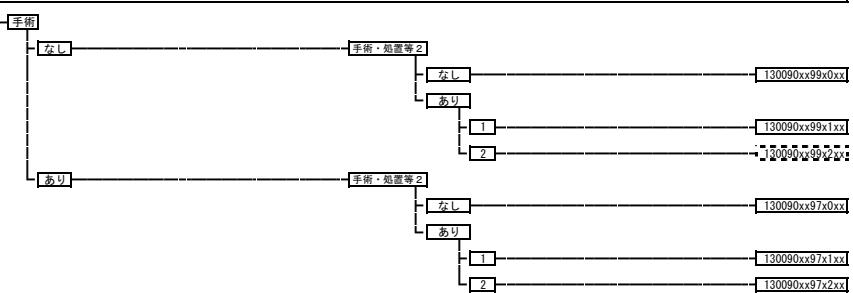
070480 脊椎関節炎

手術・処置等2
 1: アダリムマブ、ベドリスマブ
 2: トシリズマブ
 3: インフリキシマブ
 4: インフリキシマブ (強直性脊椎炎の場合)



130090 貧血 (その他)

手術・処置等2
 1: 人工呼吸など
 2: エクリズマブ、ラブリズマブ



診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		病態等分類			年齢、出生時体重等			手術			手術・処置等1			手術・処置等2			定義副傷病		重症度等								
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	対応コード	フラグ	病態区分	コード	フラグ	年齢、出生時体重	手術分岐	対応コード	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コード	フラグ	処置等名称	区分番号等	対応コード	フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	対応コード	フラグ	重症度等				
			その他の若年性関節炎 下腿 その他の若年性関節炎 足関節部及 び足 その他の若年性関節炎 その他 その他の若年性関節炎 部位不明 若年性関節炎 詳細不明 多部位 若年性関節炎 詳細不明 肩甲帯 若年性関節炎 詳細不明 上腕 若年性関節炎 詳細不明 前腕 若年性関節炎 詳細不明 手 若年性関節炎 詳細不明 骨盤部及 び大腿 若年性関節炎 詳細不明 下腿 若年性関節炎 詳細不明 足関節部 及び足 若年性関節炎 詳細不明 その他 若年性関節炎 詳細不明 部位不明 乾せんく瘻>における若年性関節炎 多部位 乾せんく瘻>における若年性関節炎 肩甲帯 乾せんく瘻>における若年性関節炎 上腕 乾せんく瘻>における若年性関節炎 前腕 乾せんく瘻>における若年性関節炎 手 乾せんく瘻>における若年性関節炎 骨盤部及び大腿 乾せんく瘻>における若年性関節炎 下腿 乾せんく瘻>における若年性関節炎 足関節部及び足 乾せんく瘻>における若年性関節炎 その他 乾せんく瘻>における若年性関節炎 部位不明 クローン<Crohn>病[限局性腸炎] における若年性関節炎 潰瘍性大腸炎における若年性関節炎 他に分類されるその他の疾患におけ る若年性関節炎 多発性関節炎 詳細不明 多部位 単(発性)関節炎、他に分類されない もの 多部位 その他の明示された関節炎 多部位 関節炎、詳細不明 多部位 原発性全身性(骨)関節症 続発性多発性関節症 その他の多発性関節症 多発性関節症 詳細不明 その他の関節の原発性関節症 多部 位 強直性脊椎炎	M0886 M0887 M0888 M0889 M0890 M0891 M0892 M0893 M0894 M0895 M0896 M0897 M0898 M0899 M0900 M0901 M0902 M0903 M0904 M0905 M0906 M0907 M0908 M0909 M0910 M0911 M0920 M0921 M0980 M1300 M1310 M1380 M1390 M150 M153 M159 M159 M1900 M450																										
10	0370	アミロイドーシス	アミロイドーシス<アミロイド症>	E850				00 0 15歳以上 15 1 15歳未満		手術なし 手術あり	99 99 手術なし 97 01 血管結紮術 その他のもの 97 97			K6072 その他のK コード		1 2 カナキマブ 1 1 タファミジスメルミン 1 1 パチシランナトリウム														
13	0010	急性白血病	急性リンパ芽球性白血病[ALL] その他のリンパ性白血病 成熟B細胞性白血病バーキット<Bur kitt>型 リンパ性白血病、詳細不明 急性骨髄芽球性白血病[AML] 骨髄性肉腫 急性前骨髄球性白血病[PML] 急性骨髄単球性白血病 11q23異常を伴う急性骨髄性白血病 その他の骨髄性白血病 多系統異常形成を伴う急性骨髄性白血 病 骨髄性白血病、詳細不明 急性単芽球性/単球性白血病 若年性骨髄単球性白血病 その他の単球性白血病 単球性白血病、詳細不明 急性赤白血病	C910 C917 C918 C919 C920 C923 C924 C925 C926 C927 C928 C929 C930 C933 C937 C939 C940				00 0 15歳以上 15 1 15歳未満		手術なし 手術あり	99 99 手術なし 97 03 脾摘出術 97 03 腹腔鏡下脾摘出術 97 04 リンパ節摘出術 97 97			K711 K711-2 K6260 その他のK コード		7 12 クロファラビン 7 12 ネララビン 7 12 ギルテリチニブフマル 酸塩 7 12 キザルチニブ塩酸塩 6 11 ダサチニブ水和物 6 11 ポスチニブ水和物 5 10 三酸化ヒ素製剤 4 9 ゲムツズマブオゾガ 3 8 イマチニブメシル酸塩 2 7 化学療法 1 6 放射線療法 1 3 人工腎臓 その他の 1 2 中心静脈注射 1 1 人工呼吸	J0384 G005 J0450	1 2 敗血症	180010											

○厚生労働省告示第百四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和元年九月四日から適用する。ただし、第三条の規定は、同年十月一日から適用する。

令和元年九月三日

厚生労働大臣 根本 匠

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)							
1962から 1994まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ニボルマブ、ベムブ ロリスマブ、アテゾ リズマブ、デュルバ ルマブ、ラムシルマ ブ、ペバシズマブ、 ペメトレキセドナト リウム水和物、クリ ゾチニブ、アレクテ ニブ塩酸塩、セリチ ニブ、ロルラチニ ブ、エヌトレクチニ ブ、オシメルチニ ブ、メシル酸塩、ゲフィ チニブ、アフアチニ ブマレイン酸塩、エ ルロチニブ、ダコミ チニブ水和物、カル ボプラチン+バクリタ キセル、化学療法、 放射線療法、G005、 J045なし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
					6あり クリゾチニブ、アレ クテニブ塩酸塩、セ リチニブ、ロルラチ ニブ、エヌトレクチ ニブ、オシメルチニ ブ、メシル酸塩	(略)	(略)
					(略)	(略)	
(略)							
2847から 2860まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし インフリキシマブ、 ウスチキヌマブ、 J041-2、アダリムマ ブ、ベドリスマブ、 G005、J045なし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
					2あり アダリムマブ、ベド リスマブ	(略)	(略)
					(略)	(略)	
(略)							
3169及び 3170	(略)	(略)	(略)	(略)	なし インフリキシマブ (強直性脊椎炎の場 合)、インフリキシ マブ、トシリズマ ブ、アダリムマブ、 ベドリスマブなし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
(略)							
3505及び 3506	(略)	(略)	(略)	(略)	なし カナキヌマブ、タ ファミジスメグルミ ン、パチシランナト リウムなし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
(略)							

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)							
1962から 1994まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ニボルマブ、ベムブ ロリスマブ、アテゾ リズマブ、デュルバ ルマブ、ラムシルマ ブ、ペバシズマブ、 ペメトレキセドナト リウム水和物、クリ ゾチニブ、アレクテ ニブ塩酸塩、セリチ ニブ、ロルラチニ ブ、オシメルチニ ブ、メシル酸塩、ゲフィ チニブ、アフアチニ ブマレイン酸塩、エ ルロチニブ、ダコミ チニブ水和物、カル ボプラチン+バクリタ キセル、化学療法、 放射線療法、G005、 J045なし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
					6あり クリゾチニブ、アレ クテニブ塩酸塩、セ リチニブ、ロルラチ ニブ、オシメルチニ ブ、メシル酸塩	(略)	(略)
					(略)	(略)	
(略)							
2847から 2860まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし インフリキシマブ、 ウスチキヌマブ、 J041-2、アダリムマ ブ、G005、J045なし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
					2あり アダリムマブ	(略)	(略)
					(略)	(略)	
(略)							
3169及び 3170	(略)	(略)	(略)	(略)	なし インフリキシマブ (強直性脊椎炎の場 合)、インフリキシ マブ、トシリズマ ブ、アダリムマブな し	(略)	(略)
					(略)	(略)	
(略)							
3505及び 3506	(略)	(略)	(略)	(略)	なし カナキヌマブ、タ ファミジスメグルミ ンなし	(略)	(略)
					(略)	(略)	
(略)							

3831から 3843まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	クロファラビン、ネ ララビン、ギルテリ チニブマル酸塩 キザルチニブ塩酸 塩、ダサチニブ水和 物、ボスチニブ水和 物、三酸化ヒ素製 剤、ゲムツズマブオ ゾガマイシン、イマ チニブメル酸塩、 化学療法、放射線療 法、J038（4に限 る。）、6005、J045 なし	(略)	(略)
(略)											
7あり											
クロファラビン、ネ ララビン、ギルテリ チニブマル酸塩 キザルチニブ塩酸塩											
(略)											
3920から 3924まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	エクリスマブ、ラブ リスマブ、人ハプト グロビン、J039、 6005、J045なし	(略)	(略)
(略)											
2あり											
エクリスマブ、ラブ リスマブ											
(略)											

3831から 3843まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	クロファラビン、ネ ララビン、ギルテリ チニブマル酸塩、 ダサチニブ水和物、 ボスチニブ水和物、 三酸化ヒ素製剤、ゲ ムツズマブオゾガマ イシン、イマチニブ メル酸塩、化学療 法、放射線療法、 J038（4に限る。）、 6005、J045なし	(略)	(略)
(略)											
7あり											
クロファラビン、ネ ララビン、ギルテリ チニブマル酸塩											
(略)											
3920から 3924まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	エクリスマブ、人ハ プトグロビン、 J039、6005、J045な し	(略)	(略)
(略)											
2あり											
エクリスマブ											
(略)											

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

	薬剤	番号
	(略)	
20	オラパリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3697、3698、3708、 3709及び3714
	オラパリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3267から3269まで及び 3275から3277まで
	オラパリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3697、3698、3708、 3709及び3714
	(略)	
39	ベドリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2864
	ベドリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年5月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2850及び2858
	(略)	

改正前

別表

	薬剤	番号
	(略)	
20	オラパリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3697、3698、3708、 3709及び3714
	オラパリブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3267から3269まで及び 3275から3277まで
	(略)	
39	ベドリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2864
	(略)	

62	ポマリドミド（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年5月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3877、3885及び3886
63	ロミプロスチム（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3913から3917まで
64	ラムシルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2701から2703まで、 2708から2710まで、 2713、2715及び2720
65	エヌトレクチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	8から10まで、1799、 1871、1872、1949から 1951まで、1969、 1980、1997、1998、 2260、2521から2524ま で、2546から2548ま で、2588、2607から 2609まで、2650から 2652まで、2701から 2703まで、2729、 2730、2755から2757ま で、2763、3017、 3025、3026、3036、 3037、3218、3219、 3267から3269まで、 3297、3305、3514、 3525、3551、3552、 3573、3591、3592、 3697、3698、3719から 3722まで、3832及び 3852から3854まで

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

66	<u>デフィブロチドナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	2931及び2932
67	<u>ラブリズムブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3924
68	<u>ベペルミノゲン ペルプラスミド（当該薬剤の添付文書において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	2458から2481まで

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第三条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

	薬剤	番号
1	トラスツズマブ エムタンシン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第52条の規定により医薬品に添付する文書をいう。54、61及び68を除き、以下同じ。）において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成25年9月20日に、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第14条第1項（旧薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	(略)
(略)		
54	ヒト（自己）骨髄由来間葉系幹細胞（当該薬剤の添付文書（医薬品医療機器等法第65条の3の規定により再生医療等製品に添付する文書をいう。61及び68において同じ。）において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（平成30年12月28日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	(略)
(略)		
63	(略)	3913から3918まで
(略)		
72	<u>リラグルチド（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年5月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3351から3354まで及び3363から3366まで</u>

改正前

別表

	薬剤	番号
1	トラスツズマブ エムタンシン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第52条の規定により医薬品に添付する文書をいう。54及び61を除き、以下同じ。）において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成25年9月20日に、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第14条第1項（旧薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	(略)
(略)		
54	ヒト（自己）骨髄由来間葉系幹細胞（当該薬剤の添付文書（医薬品医療機器等法第65条の3の規定により再生医療等製品に添付する文書をいう。61において同じ。）において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（平成30年12月28日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	(略)
(略)		
63	(略)	3913から3917まで
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件の一部改正)

第四条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第九十号)の一部を次のように改正する。

62	<u>レソバチニブメシル酸塩(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更にについて承認されたものに限る。))に係るものに限る。)</u>	<u>2713</u>
63	<u>ボルテゾミブ(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用</u>	<u>3858及び3870</u>

表改正後欄の別表中

を

	<p>量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)</p>	
<u>64</u>	<p>pH4処理酸性人免疫グロブリン(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。))に係るものに限る。)</p>	<u>1735</u>

<u>69</u>	<p>レンバチニブメシル酸塩(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)</p>	<u>2713</u>
	<p>ボルテゾミブ(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3月</p>	

<p><u>70</u></p>	<p><u>23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u></p>	<p><u>3858及び3870</u></p>
<p><u>71</u></p>	<p><u>pH4処理酸性人免疫グロブリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u></p>	<p><u>1735</u></p>